## カウプシング銀行 (KAUPTHING BANK HF.)

債権の届け出に関するご案内 - 期限を厳守ください

カウプシング銀行 (Kaupthing Bank hf.) (ID-No. 560882-0419、所在地: Borgartun 19, 105 Reykjavik) は、2008年11月24日付のレイキャビク (Reykjavik) 地方裁判所の決定によって、2009年2月13日まで金銭債務の支払いを猶予されておりましたところ、2月19日、このモラトリアムの期限が2009年11月13日の金曜日まで延長されました。レイキャビク地方裁判所は、法律第161/2002号を改正するための法律第44/2009号の暫定規定 II に基づき、2009年5月25日付で同銀行の清算委員会を指名し、モラトリアム期間中、およびモラトリアム期間終了後に開始される清算手続き以降、同委員会が同銀行に対する債権の取り扱いを行うことになりました。

清算手続きの基準日は、法律第161/2002号を改正するための法律第44/2009号の暫定規定 III の定めにより、2008年11月15日となります。債権処理の開始日は、法律第44/2009号の発効に基づき、同法律の暫定規定II 第2項に従って2009年4月22日と決定されました。

上記措置に伴い、カウプシング銀行または同銀行の保有資産に対して債権またはその他権利を有する各関係者におかれましては、本通知のアイスランド官報への最初の掲載日である2009年6月30日から6ヵ月以内に、各自の保有債権を書面で同銀行清算委員会まで届け出るようお願いします。従って、届け出の期限は2009年12月30日となります。債権の届け出にあたっては、破産等に関する法律第21/1991号の第117条第2項および第3項の指示事項を遵守の上、上記期限内に清算委員会まで届出書の提出を行ってください。

債権届出書の送付先は以下の通りです。

The Winding-up Committee of Kaupthing Bank hf. (カウプシング銀行清算委員会) Borgartun 19 105 Reykjavik Iceland

各債権者は、上記の各規定に基づき、2009年4月22日現在の債権額を債権 項目別に分けて届け出ることが必要です。

外貨建債権については、当該外貨での債権額を届け出てください。欧州経済 地域または欧州自由貿易連合の加盟国の債権者は、自国言語で届け出を行う ことができます。届出書にはアイスランド語への翻訳が必要となりますが、ア イスランド語への翻訳を添付する代わりに、英語で届け出ることも可能です。 他の債権者は、アイスランド語または英語のいずれかの言語で届け出を行うことができます。

債権の届け出が上記期限内に行われない場合、カウプシング銀行に対する当該債権は、破産等に関する法律第21/1991号の第1項から第6項までに定められた例外の適用を受けない限り、同第118条に基づいて効力を喪失したものとみなされます。

債権者は、本通知に基づいて債権の届け出を行うことにより、当該債権に関して秘密を保持する権利(銀行の守秘義務)を放棄したものとみなされます。

なお、2010年1月29日金曜日午前10時より、レイキャビク市 Sudurlandsbraut 2のヒルトンホテル・ノルディカで債権者会議が開催されますので、お知らせします。同銀行に対する債権の届け出を行った債権者であれば、誰でもこの会議に出席することができます。同会議では、届け出債権のリスト、および同会議開催時点で提示可能な各債権の承認に関する清算委員会の見解について議事を進めます。届け出債権のリストは、遅くとも会議の週間前までには、債権の届け出を行った各債権者が入手できるように準備できる予定です。

債権の届け出と取り扱いに関する詳しい情報は、同銀行のウェブサイトwww.kaupthing.com. から閲覧することができます。各債権者には、清算委員から下記2点の実行をお願いします。

- a) 債権の届け出にあたり、債権者の e-メールアドレスまたは債権者の代理人 の e-メールアドレスを記載してください。
- b) 最終的な支払い事務を円滑に進めるため、債権者の銀行口座の明細を記載してください。

各債権者には、上記の期限内において可及的速やかに債権の届け出を行うようお願いします。

2009年7月6日 レイキャビクカウプシング銀行清算委員会

David B. Gislason 地方裁判所代理人 Feldis L. Oskarsdottir 地方裁判所代理人 Olafur Gardarsson 最高裁判所代理人